

## 令和2年4月 湖南省定例教育委員会 会議録

1. 開催日時 令和2年4月22日(水) 午後2時から

2. 開催場所 湖南省役所西庁舎3階 大会議室

3. 会議に出席した委員

谷	口	茂	雄
岩	城	見	一
森	本	ゆかり	
伊	藤	真	昭
古	川	美智子	

4. 会議に欠席した委員

5. 会議に出席した事務局職員 8名

6. 会議を傍聴した人 なし

7. 会議案件

日程第1 報告第20号

湖南省教育委員会の経過報告について

日程第2 報告第21号

後援名義承認事項の変更について

○2019-20 B1リーグ公式戦

○甲西吹奏楽団第48回定期演奏会

○ジュニアバンド定期演奏会

○リズム体操・レクダンス講習会&交流会

日程第3 報告第22号

市内児童生徒の問題行動について

日程第4 報告第23号

市内児童生徒の交通事故について

日程第5 報告第24号

楽しくて力のつく湖南省教育を実現するための授業・業務改善策について

日程第6 報告第25号

令和2年度運動会体育祭の来賓出席について

日程第7 報告第26号

平成31(令和元)年度要保護・準要保護就学援助実績について

日程第8 報告第27号

湖南省立小中学校児童生徒の災害共済給付に係る掛金徴収に関する規則の制定について

日程第9 報告第28号

少年センター少年補導員の委嘱について

日程第10 報告第29号

令和元年度湖南省立図書館実績報告について

日程第11 議案第26号

新型コロナウイルス感染症対策について

日程第12 議案第27号

湖南省奨学資金給付制度施行規則改正について

日程第13 議案第28号

湖南省保育園設置条例及び湖南省立認定こども園条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第29号

湖南省立小中学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた計画的在宅勤務に関する実施要領の制定について

日程第15 協議事項

(1) 令和2年6月定例教育委員会の開催日程について

(2) その他

事務局

議案の前に1つ追加の案件がございますので、お知らせいたします。議案第29号、湖南省立小中学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大

大防止に向けた計画的在宅勤務に関する実施要領の制定ということで、一番最後に追加をさせていただいております。

それからもう一つ、時間の都合上、議案第28号、(12)については、(9)報告第29号の湖南省立図書館実績報告の次に、順番を入れ替えてさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案に入りたいと思いますので、教育長、よろしくお願いいたします。

教育長

資料3ページからで、3ページが令和元年度、4ページから5ページまで4月1日から令和2年度です。主なところは年度末・初めの諸行事と新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時総合教育会議、臨時校長会が教育長報告の内容です。

いくつか新型コロナの関係でできないのがあります。5ページ、4月16日木曜日、第1回CS理事会、下田小学校も中止になりました。その前の4月15日の菩提寺北小学校のCS理事会は開催されております。学校によって判断が変わっております。

4月20日の第1回学力向上委員会は、これを出す段階で中止が分かっておりましたので見え消しにしてあります。

その下の4月21日の第1回地域コーディネーター会議も中止になっております。

資料別添で付けてあるところから言いますと、4月7日、臨時校長会の前に臨時総合教育会議を開いております。特に見ていただきたいのは10ページで、フェーズが変わったので4月11日から5月6日まで湖南省内の小中学校を休校にします。はい、結構ですと答えていますが、この前にどうするか協議をあらかじめしておいて、記録を残すための総合教育会議をしておりますから、こういう形になっております。

資料を見ていただくと、4月7日の臨時校長会では、今申し上げました6ページの臨時総合教育会議の様子、それからタウンメールにどう流したかということと、9ページ、保護者への文書、まず市長と教育長の連名で出しております。休校措置に係る預かりの基本方針を出しております。

10ページから11ページは、4月9日に行いました臨時総合教育会議の記録があり、今までは1名の感染者が出たら臨時休業と書いておりましたが、湖南省は今もって13市の中で発症者ゼロであります。感染経路が分からない感染者が増えてきました。湖南省の中においても、検体と呼んでおりますが、検査を受ける方がどんどん出てきています。検査は受けていますが、結果、陰性なので発症はゼロとなっています。そういう状況ですので、臨時休業しようという内容の総合教育会議の記録です。

そして、12ページにおいて、臨時休業をする市長と教育長連名文書を出

し、各学校長から保護者宛の、具体的にこうするとの文書のひな型を付けてあります。

以上が14ページまでのところ です。

15ページからは4月10日の校長会の資料が3月の定例議会の答弁等を入れて68ページあります。臨時校長会等を開いているので、また資料を差し込んでいますからたくさんになっています。

とりわけ定例教育委員会で報告しておきたいのは、16ページの下の方、プロフェッショナルとしての働き方改革というところで、斜体にして波線が打ってある※のところ、水泳記録会、体育実技講習会、JRC研修会、陸上競技会、市の音楽会は廃止したほうがよいのではないかと校長会、教頭会で説明し、各部会で検討してほしいと。これは新型コロナの感染症対策ではなく、これをきっかけに廃止と。

ただ、水泳記録会をなくすイコール泳げなくていいということではないので、どう効果的な指導をしていくかも含めて、部会で話し合っ てほしいことを申し伝えました。

その資料が37ページです。たちまちの水泳記録会、体育実技講習会、JRC研修会、陸上競技会、市町の音楽会の実施状況です。市町の水泳記録会を見ていただくと、やっているのは湖南市以外に4市になります。それから、JRCも4市ですし、陸上競技会はもう少し多い、市町の音楽会についても5市1町とかやっているほうが非常に少ないです。

また、②の体育実技講習会も若手教員を対象にするとか、10年目以下を対象にするだとか対象者を絞っての研修にしているところもありますので、こういうのを参考にしてもらって具体的にどうかは、各部会で検討してもらおうことにしたということです。

あとは、年度始めでありますので、短い時間での避難訓練を工夫してほしいという資料を付けております。

3月議会の答弁についても付けております。教育委員会としては、こういう答弁をしていくので、これに沿った実践等をしてもらいたいということです。

4月は新型コロナウイルスをどうするかということで、都市教育長会の会長が順番に私のところに回ってきましたので、4月24日に13市の教育長をここに集めて情報交換会をすと設定しておりましたが、全国に広がって緊急事態宣言が出されたことを受け、滋賀県は5分の1勤務を実施していこうとしておりますので中止しました。

ここには書いておりませんが、4月20日月曜日から学校訪問を始めております。ポストコロナ、学校体制をどう持っていくかということと、もう一つは臨時休業が長期化、継続化する、そのときの学校の登校体制等をど

うするかということで、今、個別に学校を訪問して学校長と話をし、1日目が日枝中校区、21日が甲西北中校区、今日が甲西中校区、明日は石部中校区ということで、それぞれの学校長と話をし、新型コロナに対する体制もとっていただこうと考えているところです。

5月6日まで臨時休業の期間を湖南省も設定しており、多くの市もそう、野洲市だけが5月31日までに延ばしました。これをどうするかということで、今日の議論等をいろいろ聞いていますと、今朝の市長との三役会議では、ぎりぎりまで判断を待たせようとのことで、5月5日に専門家会議をし、その夜ないし5月6日の朝ぐらいが政府の出してくる日程ではないかと議論していましたが、昼の報道では学校への対応がぎりぎり過ぎるので、5月2日、3日あたりに専門家会議をし、少し余裕を持って出してくるのでないかという感想、見方があります。

いずれにしても、5月7日から通常どおりに開けますということにはならないだろうという予測をされております。今、学校訪問の中で各学校長に言っているのは、多分延期という結果になるだろうと予測をしておいて、湖南省としては5月7日は一旦登校させたいと。これも市長とも話をし、一応了解をもらっているところです。今までも4月開けて、2日半ほど来てすぐに休校になりましたので、ここから5月6日までは学校に来ておりませんから、学級づくりができていません。子どもの名前と顔が一致していない担任がほとんどだと思います。転任してきた者が担任になった場合はどんな先生かも分かりません。もっと言うと、子どもは小学校3年生になったとは思っていますが、3年何組という所属意識はないと思います。その程度しかクラスづくりしかできてないので、まず担任と顔合わせというか、そういう機会をできるだけ多くして、そして学級づくり基盤としての人間関係のつながりをつくと。これから休校が断続的に長引いていても、1週間に1回程度は先生と子どもたちがつながりをつくと。教科を教えるというよりも、人間関係づくりのための登校を設けたいと思います。

ただし、それはコロナの感染状況の広がりによってどうなるか、臨機応変に取り組めることはいいのかわかりませんが、綱渡りの即座の判断を求められる厳しいところにあるのが現状です。

以上、教育長報告とさせていただきます。何かご質問等ありましたら、お願いします。

質疑もないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

それでは、報告第20号について、承認することといたします。

それでは続きまして、日程第2報告第21号、後援・共催名義承認事項の変更について、生涯学習課からお願いします。

- (1) 名称 2019-20 B1リーグ公式戦  
主催 滋賀レイクスノーズ  
期日変更 令和2年4月11日、12日、18日、19日、25日、26日
- (2) 名称 甲西吹奏楽団第48回定期演奏会  
主催 甲西吹奏楽団  
開催中止
- (3) 名称 甲西吹奏楽団ジュニアバンド第17回定期演奏会  
主催 甲西吹奏楽団ジュニアバンド  
開催中止
- (4) 名称 リズム体操・レクダンス講習会&交流会  
主催 リズムアップいしべ  
日程の延期(未定)

質疑もないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

それでは、報告第22号について、承認することといたします。

日程第3報告第22号、市内児童生徒の問題行動について、日程第4報告第23号、市内児童生徒の交通事故について、学校教育課より説明をお願いします。

## 非公開

教育長

何かありますでしょうか。

質疑もないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

それでは、報告第22号、23号について、承認することといたします。

日程第5報告第24号、楽しくて力のつく湖南省教育を実現するための授

業・業務改善策について、学校教育課より説明をお願いします。

事務局

81ページをご覧ください。今年度も湖南省学ぶ力向上策ということで計画を立てております。特に昨年度と変わりますことは、市の学力向上アドバイザーの先生をお招きします。授業づくり、学級の中での子どもの人間関係づくりを土台にして、自ら示範授業もしてくださる中で、市の先生方にアドバイスをくださいます。

それから、ワーキンググループの在り方です。これまでのワーキンググループが機能してきているのですが、86ページを見ていただき、この授業づくりの中心になるワーキンググループと、学校の中の校内研究をリンクさせる、またワーキンググループのリーダーが湖南省の教育を担ってしてくれる人物になってもらうとか、そういった願いがあったりします。

ただこのような計画も綿密に立ててはいるのですが、今後、コロナの関係で特に今、学校が求めていますのは家庭学習の部分です。その内容についても、中心になって考えていけないかと投げかけを始めたいと思います。

そしてまた、中学校区が目指す学力とは何かということをも学力向上委員会全体の会議はしませんが、各中学校区で進める体制ができていますので、中学校区の校長が中心になって、そのあたりも進めていくことになっております。

以上です。

教育長

この辺の文言は学力向上委員会をどう回していくかということですが。各学校の校内研究をどうするかは、新型コロナで随分制約を受けるので、この場所で4中学校区全校を集めて、ここで教育長の考え等を聞いてもらってということが常にあったのですが、それもできないので中止していますし、コロナというのはいろいろなところに影響を与えるなど。3密を避けようとする、研究事業をしていいのかどうかから関わってきます。子どもたちを教師がぐるっと取り囲みますから。今年度は、そういう意味で、かなりいろいろ影響を受けていると。

質疑もないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

それでは、報告第24号について、承認することといたします。

日程第6報告第25号、令和2年度運動会体育祭の来賓出席について学校教育課より説明をお願いします。

事務局 89ページをご覧ください。1学期に予定をしていました運動会については既に延期を決めております。体育祭、運動会の来賓として行っていただくのは、このような予定ですが、果たして予定どおり開催できるかどうかクエスチョンであります。

以上です。

教育長 実施できるかどうか分からないということと、今、各学校を回っていて、3密の関係でまずテントの中は密でしょう。子どもが密でなくても保護者が密なので、今までの参観方法とどう変えるのかということから議論しないといけないと。団体演技は接触とか密になりますので、プログラムの変更からになります。

今、学校に言っているのは、コロナは小さなピークが幾つもやってきてだんだん治まると。そして、アメリカの学者は治まるまでに2022年までと言っていますから3年間かかるという中でコロナと付き合っていくので、3密というのは緊急事態宣言が解けて学校が開いたから3密オーケーにはならない。開けても3密を避けた体制、工夫は必要だと言っていますので、仮に運動会ができたとしても3密は避けるみたいになりますね。

委員 リレーができないですね。

教育長 運動会をどうするかは、なかなか悩ましいですね。

委員 1週間に1回ぐらいは学校に集まるのが子どもにとってはいいのではないかと思うが、この間、入学式のときに、子どもたちが集まったら、途端に久しぶりに会ってみんなでハグしてしまったらしいですね。

委員 子どもはハイタッチをやったりしますね。

教育長 そうなんですよ。だから、秋になってもバス遠足とかは無理でしょうね。バス会社には悪いが、そういう状況にあると。なかなか厳しいことが続いていると。

委員 そうですね。

教育長 他に何かありますか。ないようですので承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長

それでは、報告第25号について、承認することといたします。

日程第7報告第26号、平成31(令和元)年度要保護・準要保護就学援助実績について、学校教育課から説明をお願いします。

事務局

資料の93ページをご覧ください。昨年度の報告です。給付額と認定者数の一覧です。

令和元年度から小学校入学予定者への入学準備金支給を始めました。これが33人、166万9,800円を支給したため、支給合計は平成30年度より増加して3,856万8,913円となっています。

94ページには令和元年度と平成30年度の支給人数を比較した表を載せてあります。こちらについては、合計人数で比較しますと、小学校334から315へ減少、中学校は187から182人に減少しております。若干減少傾向になっています。

ただ、支給額・者の割合は過去最高の割合であった平成30年度の11.7%から若干減少して11.3%となっています。8.8人に1人に支給したという結果です。

これは基準が決まっておりますので、それに合わせて給付をさせていただいたという報告です。以上です。

教育長

30年度と令和元年度で基準は一緒ですか。

事務局

はい。

教育長

ハードルを高くしたわけではなく減っているということですね。

何かありますでしょうか。これは実績報告ですので、ご質問等があれば。ないようですので承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

それでは、報告第26号について、承認することといたします。

日程第8報告第27号、湖南省立小中学校児童生徒の災害共済給付に係る掛金徴収に関する規則の制定について、学校教育課から説明をお願いします。

事務局

95ページをご覧ください。97ページに書いてあります規則です。日本スポーツ振興センター災害給付金。学校でけがをしたときに、保護者さんが先に掛け金を払われ、そこから給付するというものでありま

すが、生活保護世帯には徴収をしないという規則がございませんでしたので、それが必要であるということで定めるものです。

そして、第4条に必要な事項については教育長が別に定めると書いてありますが、個別に判断する案件も出てきますので、そういったことについて別の定めを設けるものです。承認をよろしくお願いします。

教育長 今までから掛け金は徴収してなかったのですか。

事務局 みなさんから徴収はしているのですが、生活保護世帯からはしないという規則がなかったということです。

教育長 生活保護世帯からは今までは規則がなかったので徴収はしていたのですか。

事務局 いや、徴収はしていなかったのですが。

教育長 根拠となる規則がなかったので設けたと。

事務局 はい。

教育長 実態に合わせて規則をつくったということです。何かありますか。よろしいですか。

ないようですので承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 それでは、報告第27号について、承認することといたします。

日程第9報告第28号、少年センター少年補導員の委嘱について、生涯学習課から説明をお願いします。

事務局 99ページからご覧ください。第25期の湖南省市少年補導委員の方々について、そちらの名簿にございます32名の方を委嘱してよろしいか承認を求めます。よろしく願いいたします。

教育長 委嘱期間は2年間、令和2年度と令和3年度です。何かありますでしょうか。よろしいですか。

質疑もないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

それでは、報告第28号について、承認することといたします。

日程第10報告第29号、令和元年度湖南市立図書館実績報告について、図書館から説明をお願いします。

事務局

105ページから107ページの3枚にまとめさせていただきました。3月になりコロナウイルスの関係で、いろいろ事業をやむなく中止させていただいたということもあり、利用状況、105ページの貸出冊数が②とございますが、甲西図書館については5,000冊ほど落ちております。状況も考えますと何とか横ばい、長期低落を止められたかと思っております。

ただ、石部図書館が左手のほうにございますが、1万冊余り落ちています。もう少し要因を考えなければならないなということと、一昨年11月まで週に1日お休みだったところが週2日にお休みという形で、甲西・月火、石部・水木という形のお休みになっておりますので、そこら辺の兼ね合いをもう一度見ていかなければならないところが1つございます。

ただ、上の登録者（実利用者数）というところをご覧いただきたいのですが、この数字だけを見ますと、これは延べですが、実際に使っている方が一昨年と昨年と比べますと、若干ではございますが、増えているような状況でございます。これについてはどのように考えるか、速報値で詳しい分析ができていないのですが、以前と比べてウィークデーについてはそれほど利用者が落ちていません。日曜日、土曜日がやっぱり顕著に落ちているところがございますので、家族で来ていただいて1回当たりたくさん借りていただく形の利用だったものが減っているということで、若干利用していただく方は増えたが冊数が伸び悩んでいると考えられます。年齢とか地域ですとかもう少しちゃんとした形で分析をしたいなと思っております。

また、裏側をご覧いただきたいのですが、106ページです。5番、移動図書館車というところがございます。ここについては、子どもの読書という観点からブックスタートをしていただきます。ゼロ歳から、学校図書館が充実してきたということの中で、その間、空白が出てしまっている。就園率が低い間は、おはなし会とかフォローをさせていただいているところが多かったのですが、特に3歳児、4歳児の就園率が非常に伸びている中で、せっかくですので保育園、こども園、場合によっては幼稚園を移動図書館車で回らせていただいてカバーできないかということの中で、先ほど申しました子育て支援の施策のある意味、一部ということも勘案いたしまして、保育園、幼稚園、こども園、これは希望された園だけですが、回らせていただいたところで、そこについては毎回毎回、確実なご利用をいただい

るところです。

また、小学校については、昨年より下田小学校、水戸小学校さんが希望をかなり出していただいたということで、回らせてもらっているところです。日によって天気が良かったり悪かったり、いろいろな事業をされていたりということもございますので波はございますが、200冊という数字を多いときは借りていただいていると。それなりに学校を回らせていただいて、「マツゾウ君」を使っただけの子どもさんは、ということではございますが、定着してきているのではないかと思います。

学校図書館での利用ということとの兼ね合いの中で、もう少し移動図書館車で回らせていただいていることの意義を分析する必要があるかと思っております。そこら辺の推移を今年度も見守っていきたいなと思っております。

あと、資料については、増えた分、概ね1万冊程度購入、寄贈で増えている分を同じように昨年度、除籍させていただいたようなところですか。

あと、ここには書かせていただいておりますが、3月の終わりからいろいろな形で図書館の利用についてコロナウイルスの関係で制限をさせていただいております。休館という形で今させていただいております。そのことについては、ご不便をかけているのですが、新聞等でも取り上げていただきました電子図書館等をできるだけ使っていただくようにPRさせていただいているところで、実際のところ、数字自体は大きくはございませんが、利用のほうはかなり伸びているようなところですか。

また、予約していただいている本については、現在も個別に対応させていただいている中で、感染を防ぎながら情報提供という図書館の本来の機能をどうやって果たせるかというようなところを考えながらさせていただいているところがございまして、ほかの施設と同様、5月6日まで休館させていただく中で、電話でのお問い合わせは受付で対応させていただいております。

昨年度の実績報告と併せまして現状を報告させていただきました。ありがとうございます。以上です。

委員

移動図書館車は幼稚園、保育園、こども園の希望があったところということですが、園側から上がってきたということでしょうか、それともこちらから問い合わせか何かをされたという感じでしょうか。

事務局

保育園、幼稚園、こども園については、以前から「マツゾウ君」の巡回を復活してほしいというお声をたくさんいただいております。子育て支援との関係性の中で昨年度は行かせていただくことが基本にあったのですが、しばらく行ってなかったものですから、まず公立園に声をかけようということ

で、公立の保育園、こども園、幼稚園全てに対して移動図書館車を復活させます。ついてはご希望になるようであれば、ご都合がいい時間、曜日等があればお知らせくださいということを出させていただきました。

3つの園がいいとおっしゃったので、そこだけは行かせていただいておりますでした。

今年度、中学校区に1個ずつ公立、あとはみんな民間園に移管されるということの中で、ほかの民間の保育園、こども園、幼稚園についても、ご希望をとらせていただき、スケジュールが合うかどうかもございますので、みんな行けるかどうかは今の段階ではあれですが、民間も含めてコロナがあるので何月とは今申し上げられないですが、できれば秋ぐらいからは行かせていただきたいと、今、民間園さんと調整させていただいているということです。そういう意味で希望をとらせていただいております。

教育長

105ページの貸出冊数・人数、移動図書館は、30年、31年でぐっと増えているでしょう。人数は桁が一桁。これも今の話、こども園やら幼稚園、保育園あるいは小学校に行った結果、増えたわけですか。

事務局

はい、そういうことです。

教育長

実利用率16.2というのはどんなものですか。

事務局

決して高くはございません。本当に旧甲西町時代で多いときですと、20を当然超えておりましたので、25で4分の1になりますので、4分の1から5分の1、20程度の実利用者数でございましたので、ここをまず何とか上げていきませんか、ひとまずは20を目指して頑張りたいと思っております。

教育長

下がっているのですか。

事務局

波があるので。ただ、長期で、20年、30年というところで見ますと右肩下がりで。

教育長

下がってきているのですね。

事務局

はい。あとは、細かな数字ですが、人口が分母になってきます。これは市にとっては喜ばしいことですが、4月1日現在ということで見まして200人ほど上がっています。

教育長 上がっているが、外国籍が増えて今湖南省は上がっていますよね。要するに、日本国籍は減っていると。

事務局 はい。

教育長 だから、よく図書館協議委員のある方が言われるように、外国籍をターゲットにした本も必要ではないかと。たくさん入れると。  
外国籍の方はただで借りられるとは思っておられないのですね。

事務局 国籍にもよるのですが、使い慣れていらっしやらない、あるいはお金が要するという受益者負担的なイメージを持っていらっしやるところもないことはないです。

教育長 マニアがゆっくりできる園（その）になっていてもったいない感じがしますね。いろいろな人に。

委員 でも、明日から休館だという前の日に行ったのですが、すごくたくさんの方が来ていました。これ、3密やというぐらいたくさんの方がいらしてましたが。

事務局 あの日は3,800冊以上、本が出ましたので。

教育長 閉店セールと一緒にですね。

事務局 ものすごいです。ふだんの土日の倍です。

教育長 実際に見てないからあれですが、聞いてびっくりしました。

委員 すごくたくさんの方がいらしたのですが、すごく対応が良かったですよ。

事務局 ありがとうございます。

教育長 明日から休館になるのは何で知られたのですか。

事務局 タウンメールを今、小学校、中学校のお子さんの保護者の方はよくご覧になっているのですが、そこに載せたのです。載った途端にバーンと増えて、当然ホームページに載せたりもありますし、当日の朝の京都新聞の朝刊にカラー写真入りで記事が載ったものですから。朝から多かったのは多かつ

たのですが、そこで増えました。

タウンメールは小学校、中学校の保護者の方は必ず見ていらっしゃると思いますので、ものすごく影響が大きいと改めて今回感じました。

教育長

ありがとうございました。

他に何かありますか。ないようですので承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

それでは、報告第29号について、承認することといたします。

日程第13議案第28号、湖南省保育園設置条例及び湖南省立認定こども園条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の制定について、給食センターから説明をお願いします。

事務局

147ページをご覧ください。内容としては、民間への移管先の園への給食を給食センターから提供を可能にするという内容です。今年の2月に1度、教育委員会で審議いただき、そのときは給食センターの設置条例の中で、学校ないし学校等に提供できるというのを、市内の学校等と変え提供できると承認をいただいたところですが、この3月にその条例の改正案を出したところ、議会で否決になりました。

ただ、3月24日の議会だったのですが、4月からは移管先の園に現実的にはしないといけませんので、逆転になってしまったのですが、市長の3月31日付の専決で、今見ていただいていますものを上げさせていただいております。附則の8番に給食を提供できることを入れさせていただいております。

次の議会で承認いただけるような運びとなっておりますので、よろしくをお願いします。

教育長

3月に否決されたものはなくなるのですか。

事務局

否決されると同じものが出せませんので別の形で。

教育長

保育園・こども園の条例のほうを改正するということですね。

事務局

はい。

教育長

そこで引き続き、私立保育園、認定こども園、または幼稚園になったも

のに対しては、従前の例により給食を提供することができるかと入れ、こちらで給食は提供できるようにすると。よろしいですか。これは専決事項としてやろうと市長が決裁したということで、また議会で承認となります。

委員 否決の理由は何ですか。

事務局 提案をしたときにある議員さんから、それ以外の3つある私立園も対象になるのかと趣旨と違った形の質問に終始し、それが恐らく影響したのではないかと思われます。

教育長 前、ここで私も言うておりましたが、今まで給食が提供されなかった私立の園があるので、私立になるために今回改正したことは前の園はどうなるのか、そこにこだわられたと。今回はそちらはそのまま、保育園、こども園、幼稚園を、今まで湖南市立で運営して給食を食べられた園は食べられるようにしようということです。

他に何かありますか。ないようですので、審議結果につきましては異議なしと認め、議案第28号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員 — 全員異議なし —

教育長 異議なしと認め、議案第28号の審議結果を可決いたします。

日程第11議案第26号、新型コロナウイルス感染症対策について、学校教育課から説明をお願いします。

事務局 資料の111ページをご覧いただきたいと思います。教育長が出された資料と重なっているところもあるのですが、ご説明をさせていただきます。

4月9日に臨時総合教育会議で今回の休業を決め、教育委員の皆様には電話で報告させていただきました。その後、どのような取組をしたかということですが、特に文章を出すときに、湖南市の小中学校で気をつけないといけないのが、ポルトガル語版とスペイン語版が要ということです。文書については、先々の少し予想をしながら用意しておかないと翻訳が間に合わない特殊な事情があります。

111ページ、112ページ、そして113ページについては、小学校での預かりについて、この時点で少し前よりはハードルを上げ、子の監護に欠けるとことを強く書き、1年生から4年生に限定、5、6年生が特別な事情があったら学校に相談してくれということです。

しかしながら、前回の休校のときは約20%少しの預かりを受けていたの

ですが、だんだんと預かりの対象を減らしてきているというのか、タウンメールで少しずつご協力いただけませんかという形で、本日時点では大体10%弱の預かりとなっています。かなりご協力いただいています、社会生活を支える働きをしてくださっている方だと思しますので、もうこれ以上は預かりをやめるわけにはいかないと思います。

114ページについては、前は預かりを8時半から4時という時刻が出てしまったので、いつもだったら1年生は2時半ぐらいに帰るのですが、4時ぐらいまでいるという学校もありましたので、各学校の下校時刻を書いて出すという工夫をしました。

それから、給食についても事前に数を把握したいとのことで、116ページです。そして、この感染症の対策の記録については、臨時校長会をこの時期には必要だろうということで組んでおります。117ページの一番最近の校長会については、10日に開催をしました。ここで具体的に指示事項を示していること、参考資料としては119ページから124ページに連なっておりますが、これは各学校から4月8日以降、当たり前がそのまま学校にならない見直し。つまり、今まで当たり前だったことがここから先は当たり前できないことについて、各学校、どういう工夫をするかということで、校長から報告を受けています。アイデアを出し合い、それぞれの学校が参考にするという形になっています。

117、118ページの記録については、この時点での方針ですので日々更新しています。更新した内容は校長、教頭に伝えております。

125ページについては、この家庭教育というところで、文部科学省は家庭教育で学習したことも評価するというので、家庭学習したことは再度学校で勉強しなくてもよいという方針も出していますので、どうしても家でICTを使った発信が必要です。

ですが、湖南省内の小中学校でその環境が整っているかどうかということ、まずそこを問う必要があるということで、今はタウンメールで回答を返してもらうという形になっています。

そのインターネットがつながるかということもさることながら、まずはDVDに何がしを焼いてそれを配付すると。とすると、DVDが見られる環境を全ての小中学生に整える必要があるということで、教育総務課とも力を合わせてこのあたりを進めている状況です。

以上です。

委員

最終的には1人1台のタブレットなり何なりの環境でオンライン授業的なものを受けられるのが本当は理想的な状況だと思いますが、ただ、今現在の状況では各家庭によってはばらつきがあるので、休校中で今の授業ができない状況ですね。ここで書いていただいているように、DVDで渡す

にしろ何せよ、動画教材を市でつくろうみたいな話が出ていますが、全国的に休校しているわけですから、各市町がやっていたのではすごく効率が悪いと思うのです。先生方の負担もかなり大きくなりますし。全国的に休校で授業ができないということであれば、例えば、今ほぼほぼ全て家庭にテレビがあるだろうという普及率から考えても、テレビ番組での全国放送の話は出ているのでしょうか。

教育長           それはものすごく大事だと思います。今、各学校を回っていて、甲西北中がやっているのは、i P a dです。

委員             タブレット端末とかですか。

教育長           スマホ画面でホームページが開けるようにして、その学びの部屋だったかな、そのコーナーをつくって、そこに入るとNHKの番組と教科書会社が発行している動画があります。それからもう一つ、その3つの文科省の動画サイトがリンクされているのです。それを開くと子どもたちも学習できるようになっています。そっちのほうが絶対いいと思います。聞くとところによると、素人が10分ないし15分の動画をつくるのには半日かかると。教師がつくとそれだけかかります。その動画はNHKとかプロがつくっているものですから、非常にコンパクトに50分授業が30分ぐらいにまとめられて、使い勝手が非常にいいので、それを今勧めるようにしています。

それからもう一つは、今の新型コロナウイルスの市の対策本部長同士が県の対策本部長に申入れをした中で、今の動画を含めて教材等を県の総合教育センターがつくってアップして市町が使えるようにという要請をする方向に動くのではないかと思います。

委員             各コンテンツは市でしてくれていいですが、見られる環境にあるかどうかの把握はしておかないといけませんね。

教育長           127ページの取り組むことの1ですね。家庭におけるICT環境把握。これはもう済んでいるのですか。

事務局           この連休までです。というのは、タウンメールが本名で登録されていないことがあって、ニックネーム登録になっているので、その把握をまずしよう。

先ほどのコンテンツの話ですが、湖南省のホームページの学校教育課の中にそれもアップしているのです。ただ、それを見られる環境かどうかというところが今問題です。

委員 動画をいっぱい見ると料金が。

事務局 はい。料金が発生するとかそういうことがありますので。

委員 125ページ、新型コロナウイルスに係る家庭学習授業についてということで、プロジェクト会議を開かれてここでどうするか議論しておられるのですね。

事務局 はい。

委員 そう簡単に学校がすぐ始まるように思えないので、この会議の中でいろいろなことを考えることが今後ますます大事になってくるのだらうと思うのです。これは各学校の先生方が集まっていろいろなことを考えないといけないでしょうし。多分、それでこれまでの学校で教えていたこととはやり方が全然違った形に今後おそらくなっていくのだらうと思いますが、そのあたりは先生方はどう考えておられるのかが気になるのです。

事務局 特にこういった環境で何とかしようと得意なのが、中学校の教員は各教科で指導しますので、この教科についてはこういったものをつくったらどうかとのことで、もう作成が始まっている学校もあつたりします。  
ですが、小学校はいろいろな教科もあつたり、そしてまた預かりもあつたりする中で、まず子どもとの関係をどうつくるか、小学校と中学校で少し取組は違っているかなという現状があります。

委員 ただ、全員にこれまでと同じように同じことを教えて同じように評価するといったやり方とは違ったことを考えていかないと、もう駄目だらうと思います。それをどうしたらいいか、今後、かなり議論していかねばならないところに来ているのではないかと思いますけどね。

事務局 このプロジェクト会議は、いわゆるICT環境のOSの部分だったり、そういったプロジェクト会議で、中身の部分については先ほどワーキンググループだとか、そういったところもまた考えていく必要があるかと思っています。

教育長 それから、学習の成果を何で見るのかという評価の考えも持ち直さないと。今日、学校報告の中で学校長に言っているのは、いわゆる通信簿、連絡簿等を今つくり替えるチャンスだと。ただ単に学校に習ったことをどれだ

け覚えているのかというだけで成績がつくのではなくて、家庭での学習ぶりをどう評価するかを評価に入れておかないといけない。それから、ICTを教師も使えるようにしないといけないが、子どもたちがそこをどうやって使いこなしてという能力的なものを見ていく必要があると。

ただ、今まだそこまで湖南省は環境が整っていないくて、今年はどこまででしたか。まずWi-Fi。

事務局 はい。ただ、経済対策で今年度内に前倒しということで、小学1年から中学3年全ての子に1人1台のタブレットを与えると。

教育長 今年度ですか。

事務局 はい。

教育長 そこまで行くの。

事務局 できるのかなと。湖南省の場合ですと、総事業で8億を超えます。それに対して国の補助は最大でも2億で、6億持ち出し。

委員 全部国ではないのですか。

事務局 はい。

委員 でも、いつかやらないといけないね。どっちにしろ。

教育長 今がチャンスはチャンスです。だから、1年でいっぺんにできなくても。だけど、それが今ちょうどコロナでできるかなと思って。だから、ポストコロナでは学習が変わると、そういう文章だったということです。

他に何かありますか。ないようですので、審議結果につきましては異議なしと認め、議案第26号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員 — 全員異議なし —

教育長 異議なしと認め、議案第26号の審議結果を可決いたします。  
続きまして、日程第12議案第27号、湖南省奨学資金給付制度施行規則改正について、生涯学習課から説明をお願いします。

3月定例教育委員会でご審議いただいた案件になりますが、課内で再検討ということでしたので、再度課内で検討して提案させていただきたいと思っております。説明、重複することがあるかと思っておりますが、お許しください。資料129ページから145ページまでになります。

131ページをご覧くださいませでしょうか。こちらの給付制度の趣旨としては、日本国憲法第26条の全て国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有するという条項があり、教育基本法第4条第3項にもありますが、地方公共団体が、能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学が困難な者に対して就学の措置を講じなければならないとあります。そういった趣旨に基づいて、経済的理由により就学に困難がある全ての学生らに対して教育の機会均等及び人材育成の観点から経済的支援を行うことを目的としていると考えております。

この湖南省奨学資金給付条例施行規則第6条において、納税証明書の提出を求めています。同じく湖南省奨学資金給付条例第2条の2及び第3条に規定される受給資格及び給付の対象には納税に関する記載がなく、納税の有無を条件とすることができない状況であり、給付の可否決定に必要な書類とはなっていないので、今後は納税証明書の提出を求めないものとし、申請者の負担の軽減を図りたいと考えております。

今回提案させていただくに当たり、県内の給付型奨学資金制度のある他市の例規を確認することと各市の担当者から聞き取りをさせていただきました。お手持ちの資料になく申し訳ないのですが、県内の給付型の奨学金のある自治体が5市ございます。そのうち大津市、野洲市、甲賀市、彦根市の4市では、納税に係る条件はないとお聞きしております。また、納税証明書の提出についても、こちらの4市では不要であるとしています。

米原市については、納税に係る条件と納税証明書を求めているのですが、奨学資金制度は卒業後の米原市への定住が条件になっており、定住促進の意味合いが強くなっております。それで、条件を付けているとお伺いしております。

ですので、制度目的は純粋に就学困難者への給付である大津、野洲、甲賀、彦根の各市では、納税に係る条件、納税証明書の提出はいずれも不要となっており、湖南省のみが納税に係る条件と納税証明書の提出を要する状況となっております。

改正内容の申請者の負担軽減のため、様式を改め提出書類の簡略化を図りますとありますが、こちらはこれまで任意様式で徴収していました奨学資金給付調書を廃止しまして、教育に係る必要事項、例えば133ページにございますほかの奨学金の有無等とあるところですが、134ページにございます障害の有無、母子家庭、父子家庭であるとかの給付に必要な要件につ

いては、こちらの様式に入れさせていただき、現在の様式については廃止させていただきたいと思っております。これまで独自にしておりました給付調書については、家庭を支える収入などかなり細かく内訳を記入するようになっており、かなり申請に当たって申請される方への負担が大きくなっておりました。それで、簡素化を図りたいと思っております。

以上により、再度、湖南省奨学資金給付条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご審議をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

教育長 改正内容は前回と変わらないということですね。

事務局 はい。

教育長 納税証明書の提出を求めない、ここは変わらない、他市もそうなりますということです。

ただ、前回ここで議論していたのは他市はどうかの議論はしてなくて。

委員 ずっと納税していなくても受け取れるということ。

教育長 だから、むしろ湖南省としては、納税の義務を果たしていることがあったほうがいいのではないかというあれだったの。悪いが、出てきた理由が議論していた内容とちょっと違うのです。他市に横並びという発想は持ってないのです。他市と違っていいのではないかと。

事務局 保護者の状況が子どもの就学に影響するのは貧困の連鎖を生むと考えますので、できればそれを断ち切るために、保護者の納税状況と子どもさんの就学については分けて考えていければと考えているのです。

教育長 貧困の連鎖を断ち切るために奨学金を出していくのはいいわけですが、委員さんがもしもそうしていくなら、きっちり勉強しているみたいな書類が要るのではないかとおっしゃっていたし、その議論ですね。

事務局 市独自の給付制度ですので、本当は米原市がやっているように卒業後の定住とか条件を付けたいのですが、それは居住権の自由との兼ね合いもありますし、対象者がそういう制限をすることを加えることによって増えるとは思えませんので、そこら辺ですね。

教育長 むしろ私が思ったのは、湖南省はボランティアを入れているでしょう。

事務局 給付している間はそういったことを確認するのですが、将来的にその人が事後を追って有意な青少年になっているかどうかといった観点はしてませんので。

教育長 つまり、湖南省独自のあれでいくと、「らくらく勉強会」の何か助け役みたいなのに給付者がなってくれたりするとありがたいと思っていて。

委員 納税証明書の代わりに「らくらく勉強会」の先生をすることが条件になるわけですね。

教育長 そうです。

事務局 ボランティアをしていただくとか、今、教育長さんがおっしゃっていただいたような作文が以前は課されており、それがあからもうやめておくという子があったようなことは聞いています。作文ってちょっとしてくれたらいい、ボランティア、これをやってくれたらいいと言っても駄目っぽかったりして、ただ、それをやることによって、例えば夏のホリデースクールとかに来てくれたりという子もあったのはあったので、ある意味、いいなとは思っていたのです。各課に対して、これに該当するボランティアがないかということを紹介してくれたりしていて、子育て時代ですが、こちらからもこんなボランティアがあるということを出させていただいたりはありました。

教育長 給付型を、しかも独自でということだったら湖南省独自取組にしたほうがいい感じがします。絶対所得を付けないと駄目だとは言っていないので。この奨学金を効果的に使いたいのです。その結果、受け取る人が少なくなるというのは。

事務局 前回もそうだったのですが、委員さんがおっしゃるみたいに、税金を納めてない人が市の公金、税金から出ているものをただもらうことについての抵抗感は若干残っているかと私も思っていました。

ただ、そういう形を断ち切るためにということにしますと、提出書類の基準はきちっと決まっていて、出される方が自分の収入、所得の表とかある程度の指標を見たときに、これは私は無理、もらえることがはっきり分かる計算を自分でできるときだったら、そもそも無理だという方は出されないのですが、微妙なラインの方だと休んで書類を取ってきて出される、でも結局アウトと。そしたら、その書類をつくる手間がかかった費用はお

返しすることはできませんよとなったときに、それはどうなのということがあったものですから、この手間が当時から言われていたのは言われていたのです。

以前ですと審議会で審議していただいて、この子にはこんな家庭環境だから出してあげようみたいなこともあったのですが、今はそういうものではなくて計算が決まっています、その計算で〇か×かということがはっきりしているのであれば、そこら辺は軽減される可能性はあるなどは思います。

教育長 今のはっきりしている。

事務局 はっきりしているのでご自身で計算ができれば、自分がもらえるかももらえないかは分かるはずですよ。

教育長 納税証明を付けるとなっているから。

事務局 はい。

教育長 だから、付けたほうがいいという意見ですか。

事務局 いえ。そういう意味で以前のようにいろいろ準備して、金は使ったが、結果的にももらえないということはないので、そこら辺のラインはきれいに見えているのではないかと思います。納税証明を付けるとしても、です。

あとは、税金を払えないという人ではなくて、あくまで払えるはずの収入があるのに払っていらっしやらないというところに、やっぱり抵抗があるのではないかと思うので、福祉のほうですと、実際厳しい方もいらっしやいますので、分納誓約書とかというもので代えさせていただいている手当てもあります。

教育長 私は納税証明を取ったときも、出したら通るのだと思っていたが、そうではないわけですね。納税証明を付けたら水準があって、はっきりすると。納税証明がないと、その水準が分からない。

事務局 今までからそれは判断には一切入れてなかったということです。あくまでも経済的に恵まれないというのは、世帯等の所得で判断していたと。

教育長 では、そこは一緒ですね。

事務局 はい。

教育長

所得でクリアできていたらもらえると。そこはそれでいいと。それがプラスの効果を発揮しているかどうかを、せっかく給付型なのでしたいと。その1つは、納税証明ではなくて一所懸命勉強していますとか何かいくつかあって、湖南市の独自のボランティアをすとかしたらどうかという意見です。

だから、納税証明を付けるかどうかよりも、奨学金給付をもらうだけの意味があるのかと。

委員

給付型奨学金の効果的な渡し方をもう少し工夫すると。

教育長

それでは、ここを出してきている納税証明書の提出を求めないものとするということについては、よろしいですか。

委員

納得いかない。

委員

納得いかないことはないですが、勉強したいというのはいいなと思えますが。

事務局

私も以前、1年だけ生涯学習課で奨学金の担当をさせていただいたことがあったのですが、応じて提出していただく書類の中に、これがあるがなかろうが審査会の中に臨んだ形の中で、家庭の状況を鑑みて○が×になることはほぼほぼなかったのですが、給付を受けていただくご本人さんにとっては、社会貢献していただけるようなボランティアであったりとか、会議への参加であったりについては、作文の提出とかは求めていたこともありますし、現在どうしておられるかまで確認できておらず申し訳ないですが、そういうことはしていっていただければいいかと思えますので、今の審査の係わる部分で納税を滞っておられるかどうかということよりも、先のご本人さんの社会貢献に重点を置いて、いろいろな活動に参加していただくことのほうがプラスの意味があるかと考えますので、審査の部分については、あり・なしについては今回、生涯学習課が出していただいている内容の中でお認めいただいて、今後、ご本人さん、受ける方々に対するものについては、もう一度、また課で考えてもらえたらどうかと思えます。

委員

でも、今審議会はなくなっているのですよね。

事務局

はい。子どもさんが知らない間に親御さんから提出されるケースも昔は

あったのですが、今は大体ほぼほぼご本人さんがされているのです。そういう意識の中で、親の負担を少しでも減らしたいということで自ら申請される方もいらっしゃるの、そういう人たちの心情とかを考えると、そういう所得制限でチェックできるところのプラスアルファで、納税証明までの添付は必要ないかと考えるところもありますので。

教育長 140ページからの給付条例の施行規則の中で、今のボランティアとかはどこに書いてあるの。書かれてないですね。

事務局 はい。

教育長 書かれてないことを求めていたの。

事務局 それは結局、規則に定めるもののほかに必要な事項については。

教育長 11条。  
この規則に定めるもののほか必要な事項は教育委員会が別に定めると。

事務局 その部分で制限していた部分はございます。

教育長 成文化はされてないの。

事務局 されていません。給付を受けたりしていただく際に、こういうもののメニューからどれか選んでしてくださいという問いかけが今まではあったのですが、それをいい形の中で今から適用されることを考えるのがいいのかなと思います。

委員 そしたら、申請するときにはそういうことは知らず、この文面だけ読んで出して、そんな義務があるのという感じだったのですか。

事務局 以前は、そういうことも前提であるよということは書かせてもらっていました。でも、今の奨学金の申請方法としては、審査会がなくなっているので、そういう類のところも今はされてないと。

事務局 前、口頭説明させていただいていました。私も10年ほど前ですが。

教育長 成文化されてないと、委員さんがおっしゃったように、それだったら要らないということも。

委員

成文化してあったら、まず出さないでいい。

事務局

なぜかという、もともと10数年前に制度改正しているのですが、それまでは地域改善の対策事業のうちの1つで制度があって、その中では、今言われた親にも対象の生徒に対しても、この給付金をもらう意味を十分説明して理解をした上で申請されていた制度があったのと、単純な社会に有意な青少年育成とかではなくて、一般的な施策としての低所得向けの奨学金制度があったのです。だんだん申請者が少なくなったので、制度を一つにするときに、ここの改正の内容にもありますが、恵まれないというところが趣旨ですが、そこに地域に貢献できる有意な人材をくっつけたところがあって、結局、今までもらっていたものとか規定に書かれてない書類を求めていたのは、旧地域改善対策のところ求めてきていたのを引き継いできていたところだと思います。

町によっては単純に、その社会的有意とかを除いて、低所得だから給付の制度、渡しましょうという規定を設けているところもありますし、湖南市は思いがあって有意な人材、青少年育成というのを目的としていますので、そうところで議論があるものと思います。

事務局

この平成16年と書かれているこれが変わったときは、貸与が給付になったという形で、貸与と給付で条件を変えようという中で動いたと。私がやっているときは、まだ貸付けの回収をやっていた時代だったので、そう説明を受けています。

委員

貸与なら返せばいいのだから、あと何したっていいわけです。

ただ、給付ということになると、ちゃんと学校に行っているということが必要で、6条には在学証明書なんてあるが、これはもらう前なのでしょう。ちゃんと学校に行って卒業したときには、何か出すのですか。

事務局

給付中も私がやっていたときは年に3回ほど在学証明書みたいなものを出してもらっていて、やめてないことを確認させていただいていました。

委員

今はやっているのですか。

事務局

お支払いをさせていただく段階は年2回になっていますので、その時点での確認は必ずとっていると思います。

あと、もともとは貸付けと給付と施策が違う法律で昔はありました。一緒になったときに、貸与から給付に変わっていると思いますが、給付にな

ってしまうと、どうしても還元される部分が難しいところがありますので、やはり社会貢献の部分とかは本来残しておくべきなのかなと思います。受けられる方に見てみたら、日本学生機構とか借りられる方もどんどん多くなって、卒業と同時に借金まみれになられる学生も。

委員                    そうです。今200万、300万ですからね。

事務局                いらっしゃいますので、そういうところも考えつつというところできくと、ご本人さんの意識の中でやっていただくのがいいのかなと思いますが、それにかなう返ってくるものが必要になってくるかと考えますので、その辺のところを整理していただくといいのかなと思います。

委員                    目的が地域社会に貢献できるとうたっているのです。

委員                    僕が前回言ったのは、要するにきちっと学校に行って勉強していることがちゃんと分からないと意味がないので、そういう点でのその都度の在学証明だけは出してもらったほうがいいのではないかと考えていたのですが、それはやっているかどうかですね。

委員                    委員さんとしては、成績報告書を出せと。

委員                    できればね。きちんと単位をとっていると。

委員                    大学でも今、成績でG P Aとか出ていますのでね。

委員                    学校によりますが、平均とか出ていますよね。

委員                    そうです。そのぐらいは出してくれたらいいのですが。

委員                    この奨学金の給付条例の目的が地域社会に貢献できる有意な人材を育成することとなっている。

事務局                条例には書いてあります。

委員                    そうすると、その育成できているかどうか目的に係る何かが必要になってくるかと思うので、いろんな地域に貢献することでもしてもらうのは必要になってくるのかと思います。お金だけ渡して、それが目的にかなってないことになっているか計るものが今何もない状態であれば。

教育長 4月定例教育委員会としては、議案第27号で出されているこの規則の改正について、納税証明書の提出を求めないものとするは了とすると。しかしながら、この規則の中に地域貢献とかがはっきり分かるように、また就学者が退学、休学、復学したときはきちんと届けるなど成文化したほうがいいとのことで、これはまた教育委員会に出してほしいと。せっかく湖南省独自の給付条例を持っているのだから、受けていただく人が湖南省に貢献してもらえるものにしてほしいということでもとめていきたいと思えます。それでいいですか。

委員 133ページの給付申請書がありますね。この申請書を出すのは、申請者のところを見ると就学者でなくていいことになるわけですね。

教育長 そうですね。

委員 これはこのままでいいのですか。

教育長 本人に書かせると。

委員 はい。本来でしたらこれは本人が出して、勝手に親が出すのはあまりにも自主性がないというか、親の所得が少ないから補うために子どもを使って金を集めているみたいに下手したらなってしまうのではないかと。もう少し子どもが責任を持って自分の奨学金の申請を出すのが筋ではないかと思えますが。

教育長 そして、出しに来たときに本人にもう一回説明をすると。こういう意味でボランティアをすとか。

委員 小学生が出すわけじゃないでしょう。

事務局 大学生はご本人さんで出されるケースが多かったですが、高校生は保護者の方が申請されるケースが多いですね。まだ未成年ということもありますし、振込先についても親御さんという形になっていると。

ただ当然、親御さんだけが勝手にやっているのではなくて、社会貢献という部分で、そういう参加してもらってご本人さんももらっているということは分かりますので、県の奨学金とかの申請をしても、こういう状況に準じてさせてもらっているのはあるのはあるのです。

おっしゃられるように、ご本人さんのほうがいいというのは、確かにそ

のように感じられるところもあるのですが、高校生の申請の場合ですと、親御さんが代わって出されています。

委員 例えば、本人の名前にしておいて括弧して保護者名を入れるほうが何か合理的なような気がするが。

事務局 ご本人か保護者にさせていただいたのは、当時は遠い大学に行っていらっしゃる方があったりし、申請自体は湖南省の親御さんが出されて、対象者は例えば北海道とか九州の大学に行っていらっしゃることがあったものですから、申請者と問い合わせをすることの中で、大学生の方については保護者の方は出されることが多うございました。4月以降でも構わないので、もう行っていらっしゃいますので。

委員 本人がするためにLINE受付ですね。

委員 本人に送ってから書いて出せばいいだけの話でしょう。ちょっとおかしいな。

委員 ICT環境が整えばオンラインで申請は全部できるかと。

教育長 年度が始まってしまっていますから今年から直すのは少し難しいでしょうね。

ですが、これも施行規則等を直すときにもう一回議論したいと思います。今回4月定例では、納税証明は要らないことには同意するという一方で、あとの今おっしゃったような申請者の問題、ボランティア等、地域貢献の問題については、もう少し議論して次年度から直せるようにしたいということしていきたいと思いますが、それでよろしいですか。

では、湖南省の奨学金については給付であるので、有効活用という意味からも次年度に向けての協議を5月以降も進めることでお願いします。

委員 そのときに条例そのものを見せていただきたいです。

教育長 他に何かありますか。ないようですので、審議結果につきましては異議なしと認め、議案第27号につきまして審議結果を可決することでよろしいでしょうか。

各委員 — 全員異議なし —

教育長

異議なしと認め、議案第27号の審議結果を可決いたします。

続きまして、日程第13議案第29号、湖南省立小中学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた計画的在宅勤務に関する実施要領の制定について、学校教育課から説明をお願いします。

事務局

資料の150ページの後についているものです。このことについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ということで、湖南省役所2分の1勤務が今日から始まっております。このことについて、市内の小中学校も合わせるとということで、そのためには実施要項が必要になりました。この実施要領については、県が県立学校に定めている実施要領に基本はなっております。扱いについては、湖南省の小中学校では計画的な在宅勤務ということで、市役所と同じようにA班とB班が分かれて勤務をすることにしております。目的は、その組織が共倒れしないようにということで、校長と教頭は必ず別の日に勤務をします。どうしても学校に出てこないといけないときには、校長、教頭は別室で執務をするという形で本日から進んでおります。

中身については、県にならって内容を合わせているところがありますので、サービス管理等について、7条2が在宅勤務は自宅への出張として扱うものとする。これは意味がよく分からないのですが、出張扱いとなっています。

ほかには3ページ、在宅勤務計画書ということで、これは既に各学校から提出をしております。

そして、この概要報告書については、この期間、最高で4日間ですが、その4日間、在宅勤務したことについて報告することにしております。

以上です。

教育長

既に始まっているものでありますが、新しい勤務形態、新型コロナで使っていただく。私は、教員は研修権があります。教育公務員特例法（教特法）というのが認められていて、勤務地を離れて研修することができます。その勤務地が自宅というのもできる。それは法律的な根拠があるので自宅研修にしたほうがいいと思います。県が出してきているのは、いわゆる職務専念義務をかけたということ。研修の場合は、職務専念義務が離れる場合があるのです。

ただ、研修は3種類あって、命令研修と承認研修と自主研修。自主研修は職務専念義務を離れます。全く違う研修をすることができます。承認研修は校長が承認したらできます。職務専念義務が外れる可能性があります。

ただし、命令研修は職務専念義務が外れません。例えば、命令研修の代表的なやつが職階研修、校長研修、初任者研修で、欠席した場合は代替の

レポートを出しなさいとなっています。

これについては命令研修で、第4条に、校長は職員が在宅勤務の日を計画的に割り振ると。好きなときではなくて、職務専念義務を付けた命令研修にしたほうがいいと、今、県とはまだ折り合いが付いてないのです。

もう一つは、第1条に湖南省公立学校職員となっていますから、教特法を使えない可能性がある。だから、事務職員とか用務員も学校職員ですから、こういう人たちの使いものになってない。当然、自宅研修はありません。

在宅勤務は自宅への出張として扱う法的根拠はありません。

委員

変な話、考え方によっては出張旅費出るのですかと。

事務局

一般的に職員には通常の勤務地が定められていますので、勤務地を離れて湖南省だったら市外に出て職務することを出張と言いますが、この要綱は市内に在住の職員も出張という扱いです。でも、出張旅費を出さないのは、出張場所である自宅への移動による費用が発生しないので補助をしないと。

教育長

これは法的なバックがないので非常に危うい状況なのです。今のところは、これでいいということをやっているのです。

委員

先生方は在宅の時間測って、何時から何時までと勤務時間を。

教育長

はい。学校で勤務している時間と一緒になっています。

委員

それより長くやってしまう人も当然出てくるでしょうね。

教育長

ここにあるように、時間外勤務は出ないです。

委員

余計にやってしまう先生も出てこられますよね。

教育長

今日の市職員の話聞いていたら、明日は年休にしますという人がいて、なぜかと聞いたら、子ども見ながら在宅勤務なんかできないから年休をとると言っておられたが、それは正しいです。

ここは勤務地が自宅となるということでやっている。だから、職務専念義務が生じているということです。

委員

子どもさんがいると難しいですね。

教育長            そういう場合も含めて命令研修にしてあげるほうが教員の場合は絶対いいと。特例法があるのだから。そうすると、読書なんかも当然大事な研修だと。これが勤務だったら勤務時間に本を読んでいたと。

委員                湖南省の職員さんは在宅でテレワークできるのですか。

事務局            その環境が今整っておりませんし、整ったとしても個人情報、公文書は持ち出せませんので、市の行政職員も職務専念義務免除、あるいは教育長がおっしゃるように、行政職員についても自宅研修ということのほうがしやすいと思います。

教育長            それに今貸与されている第9条の（1）にあるパソコンは、貸与されているパソコンではなくて、個人用パソコンに係る経費は出しませんよとなっていて、学校で使っている貸与パソコンは持って帰っていけないとなっているので、家にパソコンがないと教材づくりもできない。だから、ものすごくやりにくい。コロナで人数を分けるということをやっていますが、勤務内容が限られてしまって難しいので、5月6日が済んだら総括し、教職員が話し合おうと思っています。

今回についてはこれで通していただいて、あと様子を見るということで、初めてのことなのでお願いします。

他に何かありますか。ないようですので、審議結果につきましては異議なしと認め、議案第29号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員            — 全員異議なし —

教育長            異議なしと認め、議案第29号の審議結果を可決いたします。

以上で議案は全て終了いたしました。次に6月の教育委員会の開催日時を協議いたします。

各委員            — 協議の結果、6月25日木曜日 午後2時と決定 —

教育長            他に何かございますか。ないようですのでこれで4月の定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

| 閉会 午後 4 時22分